

配合飼料価格差補てん事業のしくみ

一般社団法人 全日本配合飼料価格畜産安定基金

一般社団法人 都道府県配合飼料価格安定基金協会

畜産経営者の皆さんへ

配合飼料は、その原料となる穀物等を大部分輸入に依存しています。配合飼料価格は、外国産とうもろこし等の穀物価格や為替レート、海上運賃の動きによって、大きく変動することがあります。

配合飼料価格差補てん事業（以下「補てん事業」という。）は、配合飼料原料 5 品目（とうもろこし、こうりやん、大豆油かす、大麦、小麦）の輸入原料価格が大きく値上がりしたときに、当基金に加入する畜産経営者（以下「加入者」という。）に対し価格差補てん金を交付することにより、畜産経営に及ぼす影響を緩和し、加入者の畜産経営の安定を図ることが目的です。

この事業には、一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金（以下「全日基」という。）の他、全農基金、畜産基金の三つの基金団体があります。全日基は商系メーカーが供給する飼料を取り扱う商社系の基金になります。配合飼料を使用して補てん金を受け取るには、一般社団法人都道府県配合飼料価格安定基金協会（以下「基金協会」という。）と契約する必要があります。この契約事務は全日基が定めた業務方法書に基づき実施されています。契約事務については、農場の所在地の基金協会が窓口となり、一般に、補てん金の振込みを除き委任状を提出した飼料荷受組合（以下「A 荷受組合」という。）が行います。

1 補てん事業の対象となる配合飼料

補てん事業の対象となる配合飼料は、次の条件をすべて満たす飼料です。

ア 全日基と補てん積立金納付契約を締結する配合飼料製造業者（以下「契約製造業者」という。）が供給する飼料であること。

イ 穀類（とうもろこし、こうりやん等）の区分に属する 1 種類以上の原材料と、3 区分（大豆油かす等植物性油かす類、そうこう類、動物質性飼料）のうち少なくとも 1 区分に属する 1 種類以上の原材料からなる飼料であって、全体として穀類を含む 2 区分以上の原材料が 4 種類以上であり、その配合割合の合計が 50% 以上の飼料であること。

ただし、動物質性飼料のうち乳由来の乾燥ホエー、全脂粉乳、脱脂粉乳及び濃縮ホエーたん白の配合割合の合計が 50% 以上含む飼料（いわゆる代用乳）は補てんの対象から除外している。

ウ 牛用、豚用、鶏用、うずら用のほか、全日基が定めるその他家畜（馬、めん羊、山羊、鴨等）を対象とする飼料であること。

2 基本契約及び数量契約の締結

畜産経営者が補てん事業に加入する場合、次の基本契約及び数量契約の締結が必要です。前述のとおり、A荷受組合が契約事務を担います。

加入者は契約に当たり畜産経営を営んでいる証拠書類（畜産物の出荷伝票等のコピー）の提出が必要です。

(1) 基本契約（契約期間は4年間。4年ごとに更新。）

現在の契約期間は、令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間です。

次期の契約期間は、令和11年4月1日から令和15年3月31日までの4年間となります。

(2) 数量契約（契約期間は1年間。1年ごとに更新。）

基本契約に基づき、事業年度の開始前（おおむね2月末頃）に、加入者が使用する配合飼料のうち補てん事業の対象となる数量について、契約を締結することになります。（この数量を以下「契約数量」という。）

3 契約数量の変更（減量）

年度途中における契約数量の変更は、原則、認めていません。ただし、風水害等の自然災害、火災による家畜の損失及び家畜伝染病予防法等の法令に基づく殺処分命令等、特別の事由がある場合に限り認められます。

4 基本契約の解除及び解約

基本契約の解除又は解約については、加入者が次に掲げる事由に該当する場合に限り、認めています。

ただし、加入者は、当該事業年度の残余の期間において、納付すべき積立金に相当する額を支払う必要があります。なお、解約において、やむを得ない事由がある場合には、その支払いを猶予又は免除することができます。

(1) 解除

- ・加入者の故意又は重大な過失により、契約に違反していると認められた場合。

(2) 解約

- ・加入者の廃業又は経営の継続ができなくなった場合
- ・契約製造業者が供給する配合飼料の購入をすべて取りやめた場合

5 通常補てん積立金の納付

加入者は、四半期ごとに、全日基が定めた1トン当たりの積立金の額に当該四半期の契約数量を乗じて得た額を通常補てん積立金としてA荷受組合を通じて、基金協会に納付しなければなりません。

この積立金の納付期限については、各基金協会が定めますが、A荷受組合から基金協会に対しあおむね、第1四半期(4月～6月)は4月25日頃、第2四半期(7月～9月)は6月25日頃、第3四半期(10月～12月)は9月25日頃、第4四半期(1月

～3月)は12月25日頃までに納付することとなります。加入者からA荷受組合への納付期限はこれより早くなります。

また、積立金を自動振替により納付される場合は、別途A荷受組合から振替日が通知されます。

6 補てん積立金の不返還

納付された積立金は、返還されません。

7 新規加入者に係る別途納付金

全日基は、加入者間の通常補てん積立金の負担の公平化を図るために、前年度末において通常補てん財源に残余がある場合に、次に掲げる別途納付金の額を定めます。該当する加入者は通常補てん積立金のほかに、別途納付金の額を基金協会が定める期限(おおむね6月25日頃)までにA荷受組合を通じて基金協会に必ず納付する必要があります。

- (1) 新規加入者(前年度において、他の基金協会に加入していないこと。)の納付額は、全日基が定めた1トン当たりの別途納付金の額に、当該加入者の年間契約数量を乗じて得た額となります。なお、加入者から契約上の権利義務を承継した者、畜産基金からの基金間移動申請により転入した者は、新規加入者とはなりません。
- (2) 前年度に、基本契約を解約し、解約した四半期以降の積立金を納付しなかった者は、再度新規に加入する場合、新規加入者よりも高額の別途納付金の額となります。

8 単位数量(トン)当たりの通常価格差補てん金の額及び異常価格差補てん金の額

全日基は、当該四半期に係る配合飼料の輸入原料価格が次に掲げる要件に該当するとき、それぞれの要件ごとに定められた額を限度とし、理事会において、通常価格差補てん金(以下「通常補てん金」という。)の交付の有無及び単位数量当たりの通常補てん金の額を決定します。

通常補てん金交付の要件	通常補てん金の限度額
当該四半期に係る配合飼料の輸入原料5品目(とうもろこし、こうりやん、大豆油かす、大麦、小麦)の平均輸入原料価格(以下「平均輸入原料価格」という。)が、当該四半期の直前1年間の平均輸入原料価格(以下「基準輸入原料価格」という。)を上回っているとき	当該四半期の平均輸入原料価格が基準輸入原料価格を上回る額

なお、通常補てん金の財源は、加入者と契約製造業者が負担する積立金であり、全日基が管理しています。

一方、公益社団法人配合飼料供給安定機構（以下「安定機構」という。）は、通常補てん金が交付された場合、次の要件により単位数量当たりの異常価格差補てん金（以下「異常補てん金」という。）の額を定めます。

異常補てん金交付の要件	異常補てん金の限度額
ア. 当該四半期に係る平均輸入原料価格が、基準輸入原料価格に 115%を乗じて算出した価格を超えて上昇しているとき	アの場合は、当該四半期の平均輸入原料価格が基準輸入原料価格に 115%を乗じて算出した価格を超えた部分の額
イ. 当該四半期に係る平均輸入原料価格が基準輸入原料価格の 115%を超えない場合であって、当該四半期の 2 四半期前時点における直前 1 年間に係る平均輸入原料価格（特例基準輸入原料価格）に 123. 3%を乗じて算出した価格を超えて上昇しているとき	イの場合は、当該四半期の平均輸入原料価格が特例基準輸入原料価格に 123. 3%を乗じて算出した価格を超えた部分の額、あるいは平均輸入原料価格から基準輸入原料価格を差し引いた額の 1/3 のいずれか小さい額

異常補てん金は、全日基、基金協会を通じて、加入者に交付します。

なお、異常補てん金の財源は、国庫補助金と全日基、全農基金及び畜産基金の配合飼料製造業者等が負担する異常補てん積立金であり、安定機構が管理しています。

異常補てん金が交付される場合、単位数量当たりの通常補てん金の額は、当該四半期に当初定めた単位数量当たりの通常補てん金の額から単位数量当たりの異常補てん金の額を差し引いた額が新たな単位数量当たりの通常補てん金の額となります。そのため、加入者に交付する単位数量当たりの通常補てん金と異常補てん金の合計額は、当初定めた単位数量当たりの通常補てん金の額と同じです。

9 補てん対象数量

基金協会は、A荷受組合に対し、加入者が補てん対象期間中に購入した配合飼料購入数量の報告を求め、その購入数量と契約数量のいずれか低い数量を補てん対象数量とします。

また、複数の基金協会又はA荷受組合との間に契約を締結している加入者の補てん対象数量は、複数の基金協会又はA荷受組合における配合飼料購入数量の合計数量と複数の基金協会契約数量又はA荷受組合契約数量の合計数量のいずれか低い数量が補てん対象数量となります。

10 補てん金の交付

通常補てん金の交付については、基金協会が全日基の定めた単位数量当たりの通常補てん金の額に補てん対象数量を乗じて得た額を、加入者の指定した金融機関の口座に振込みます。（振込手数料は加入者負担として相殺されます）

異常補てん金の交付については、基金協会が安定機構の定めた単位数量当たりの

異常補てん金の額に補てん対象数量を乗じた額を、異常補てん金として通常補てん金と併せて振込みます。

なお、書類に虚偽の記載があった場合など、補てん金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補てん金の全部又は一部を返還させることができます。

11 補てん積立金及び補てん金の税務上の取扱い

(1) 所得税法、法人税法の取扱い

ア 補てん積立金

補てん積立金は、全日基が価格差補てん業務に係る資金として国税庁の指定を受けておりますので、所得税法施行令第167条の2又は法人税法施行令第136条の要件に該当し、所得の計算上、必要経費又は損金の額に算入することができます。

イ 補てん金

補てん金は、非課税所得の要件に該当しませんので、所得の金額の計算上収入金額又は益金に算入することになります。

(2) 消費税法上の取扱い

ア 補てん積立金

積立金は、消費税法第6条及び別表1の3並びに同法第10条第3項第13号(保険料に類する共済掛金その他保険料に類するものを対価とする役務の提供)に該当し、非課税の取扱いとなります。したがって、仕入控除はできません。

イ 補てん金

補てん金は、配合飼料価格の大幅な変動(保険事故)に伴い受けるものであり、保険金又は共済金に準ずるもので、資産の譲渡等に係る対価に該当せず、不課税取引となります。したがって、課税売上に該当せず、消費税は賦課されません。

(令和8年1月作成)